

# 環境審議会関係条例・規則

○札幌市環境基本条例（抄）

平成 7 年 12 月 13 日  
条例第 45 号

（環境基本計画）

第 8 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する配慮の指針
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ札幌市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（札幌市環境白書）

第 9 条 市長は、市民に環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにするため、札幌市環境白書を定期的に作成し、これを公表するものとする。

（環境審議会）

第 29 条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、札幌市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 札幌市環境保全協議会の推薦を受けた者
- (4) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

# ○札幌市環境審議会規則

平成 8 年 3 月 8 日  
規則第 7 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市環境基本条例(平成 7 年条例第 45 号)第 29 条第 8 項の規定に基づき、札幌市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (臨時委員)

第 2 条 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 審議会の推薦を受けた者
- (4) 市の公募に応じた市民

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

## (会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第 5 条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## (庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、環境局において行う。

## (委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

2 札幌市事務分掌規則(昭和 47 年規則第 23 号)の一部改正〔省略〕

### 附 則(平成 11 年規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。